庄原でいきいき働く協議会規約

（目的）

第１条　この協議会は，経済団体，行政機関，諸団体，事業所等と緊密なる連携のもとに，労働力の確保並びに雇用の安定を図り，地域産業の振興と庄原市の経済発展に寄与することを目的とする。

（名称及び事務局）

第２条　協議会は，「庄原でいきいき働く協議会」（以下「協議会」という。）と称し，事務局を庄原商工会議所内（広島県庄原市東本町1丁目2番22号）に置く。

（事業）

第３条　協議会は，第１条の目的を達成するため，次の事業を行う。

⑵　人手不足や事業承継等，会員事業所の人材確保の課題の解決を図る事業

⑵　学校及び保護者生徒等に対する会員事業所の啓蒙宣伝活動の推進と協力関係の樹立

⑶　新規学校卒業者・Ｕターン・Ｉターン希望者の地元就労促進に関すること。

⑷　雇用に関する調査・研究及び情報の収集・提供に関すること。

⑸　全市的に人材確保に係る課題解決に主体的に取り組む体制の組織化

⑹　その他本会の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第４条　協議会は，庄原市及び次の各号に定める事業者であって本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

⑴　庄原商工会議所・備北商工会・東城町商工会の会員であって，庄原市に事業所を有するもの。

⑵　庄原商工会議所・備北商工会・東城町商工会の会員であって，庄原市に事業所を設けることが決定しているもの。

⑶　その他本会の趣旨に賛同するもので，会長が認めたもの。

（会員）

第５条　本会に入会しようとするものは，所定の申込書を会長に提出し，承認を得なければならない。

２　会員は，所定の会費を納入しなければならない。

３　本会から脱会しようとするものは，会長に申し出てその承認を得なければならない。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

会　長　　１名

副会長　　３名以内

理　事　　若干名

監　事　　２名

（役員の選任）

第７条　会長は庄原商工会議所会頭をもって充てる。

２　副会長は総会において構成団体及び会員の中から選出する。

３　理事は総会において構成団体及び会員の中から選出する。

４　監事は総会において構成団体及び会員の中から選出する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は３か年とする。ただし再任を妨げない。

（役員の職務）

第９条　役員の任務は次のとおりとする。

⑴　会長は本会を代表し，会務を総理し，会議の議長となる。

⑵　副会長は会長を補佐し，会長に事故あるときはこれを代理する。

⑶　理事は会務の審議運営にあたる。

⑷　監事は会計を監査する。

（参与）

第１０条　本会に参与を置くことができる。

２　参与は会長がこれを委嘱する。

３　参与は総会に出席して意見を述べることができる。

（会議）

第１１条　本会の会議は総会及び役員会とする。

（総会）

第１２条　総会は定期総会と臨時総会とする。

２　定期総会は毎年１回，臨時総会は必要のある場合に会長がこれを招集す

る。

３　総会は次の事項を審議決定する。

⑴　予算，決算及び事業計画に関する事項

⑵　役員の選出に関する事項

⑶　規約の変更に関する事項

⑷　その他会長が必要と認めた事項

４　総会は，会員の３分の１以上の出席により成立する。

５　会議の議決は出席会員の過半数をもってする。ただし，可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員会）

第１３条　本会の運営を円滑ならしめるために役員会を置く。

２　役員会は会長が必要と認めた場合に招集する。

（会計）

第１４条　本会の経費は，負担金，会費，寄附金，補助金その他の収入をもって充てる。負担金，会費の額は総会で決める。

２　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

（委任）

第１５条　この規約に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この規約は，平成３０年７月１８日から施行する。